【労務】高年齢者雇用安定法の改正

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

※この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

65歳までの雇用確保 (義務)



70歳までの就業確保 (努力義務)

70 歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

■高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65 歳までの継続雇用制度(70 歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①~⑤のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

- ①70 歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70 歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
- ※④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する 労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半 数を代表する者の同意が必要です。)。
- ※③~⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半 数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ※高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。
- ※bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

■高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項

(高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

【全般的な留意事項】

・高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者の二

- ーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

【基準を設けて対象者を限定する場合】

・対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

【その他、講ずる措置別の留意事項】

継続雇用制度の場合

- ①70 歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70 歳までは契約更新ができる 措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ②70 歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には 自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者の二ーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

創業支援等措置の場合

- ①高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ②創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。
- ※70 歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html